

# 新型コロナウイルスに関する対応フロー(児童生徒・教職員)

風邪症状や37.5℃以上の発熱があり、呼吸器症状、倦怠感、嘔吐や下痢、味覚・嗅覚障害などの症状がある児童生徒教員は、登校(園)・出勤しない

## ケース3

- ① 家族等が「渡航制限がある地域から帰国・来日した」
- ② 家族等に濃厚接触者がいる、もしくは疑いがある場合

速やかに学校へ連絡し、登校(園)・出勤を一旦見合わせる

相談窓口・最寄りの保健所へ電話相談する

指示に従い医療機関を受診する

家族等が  
新型コロナと確定

ケース2の  
手順に従う

家族等が  
新型コロナ疑い

保健所・主治医の指示に従い療  
養し毎日体温測定や呼吸器症  
状の確認を行う

速やかに学校へ連絡

症状回復

維持から登校(園)出勤許可が出た

家族等が新型コロナ  
ではない場合

医師から登校(園)・出勤  
許可が出た

学校へ連絡後、登校・出勤

各学校の指示に従い「届」など提出